# 公共交通時刻表を活用して公共交通を利用しましょう

公共交通時刻表についてのお問い合わせは企画グループにお願いします。
▶**問合せ**　企画グループ　☎０７９（４３５）０３５６

広報はりま５月号（４月24日発行）と同時に配布した公共交通時刻表（平成31年４月１日現在）は、お手元に保管されていますか？播磨町内のバス路線図とバス停の発着時刻と、ＪＲ土山駅、山陽電車播磨町駅の時刻表を掲載しています。

▲播磨町いいとこ写真より
「播磨町を駆けるＪＲ電車」

▲播磨町いいとこ写真より
「まもなく播磨町」

▲土山駅南口、北口、播磨町駅には
タクシー乗り場が整備されています

## 鉄道やバス、タクシーなどの公共交通を利用しましょう

播磨町は、65歳以上の住民の割合がすでに27％を超えており、今後自動車や自転車での移動が難しい高齢者の増加が予想されます。一方、自家用自動車の普及により、公共交通機関（鉄道やバス、タクシーなど）の利用者の減少で、その運営は厳しくなっています。今後もこの状況が続くと、路線の廃止や減便など公共交通のサービスは低下し、利用者はさらに減少するおそれがあります。

この悪循環を断ち切るために、鉄道やバス、タクシーなどを積極的に利用し、生活に欠かせない公共交通を維持していきましょう。

## 各公共交通機関の運賃について

消費税率引き上げの影響により運賃の見直しを行った区間があります。駅の運賃表や車内の掲示をご確認ください。

## 路線バスの一部路線に播磨町が補助をしています

現在、町内を走っているバス路線は、次の６路線があります。
13系統、31系統、33系統、34系統については、運行を維持するために町が補助金を出しています。

| 神姫バス系統 | 区　　間 | 運行日 |
|---|---|---|
| 13系統 | 土山駅南口～蓮池小学校前～加古川駅 | 平日・土日祝 |
| 31系統 | 土山駅南口～播磨町駅～北本荘～別府駅～東加古川駅 | 平日 |
| | 土山駅南口～播磨町駅～北本荘～別府駅東 | 土日祝 |
| 32系統 | 土山駅南口～播磨町役場前～新島循環～播磨町役場前～土山駅南口 | 平日・土日祝 |
| 33系統 | 土山駅南口～播磨町駅～別府駅～宮西～東加古川駅 | 土日祝 |
| 34系統 | 土山駅南口～播磨町駅～北本荘～東加古川駅～県立加古川医療センター | 平日 |
| 44系統 | 播磨町駅～大崎～加古川駅 | 平日 |



# 広報はりま5月号と同時に配布した公共交通時刻表は、一部ダイヤが変更されています

▲4月第4土曜日開催のはりま風薫るフェスタでは、バスの乗車体験を実施

変更されたダイヤは以下のとおりです。
神姫バスの路線、時刻表、運賃についてのお問い合わせは、神姫バス㈱加古川駅前案内所にお願いします。
▶**問合せ**　神姫バス㈱加古川駅前案内所
☎０７９（４２１）１５５１
神姫バスホームページ　https://www.shinkibus.co.jp/

神姫バス　32系統　新島循環 平日

| | 播磨町駅 | 新島循環 | 土山駅南口 |
|---|---|---|---|
| 改正前 | 8：02 | － | 8：24 |
| 改正後 | 8：02 | － | 8：23 |

神姫バス　31系統　東加古川駅行 土日祝

| | 土山駅南口 | 東野添2丁目 | 東野添3丁目 | 南野添1丁目 | 播磨町役場前 | 播磨町駅 | 播磨町駅南 | 宮北公民館前 | 北本荘 | 本荘団地前 | 自動車教習所前 | 別府駅東 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 改正前 | 9：25 | 9：26 | 9：26 | 9：27 | 9：29 | 9：32 | 9：32 | 9：33 | 9：34 | 9：34 | 9：35 | 9：39 |
| 改正後 | 9：03 | 9：04 | 9：04 | 9：05 | 9：07 | 9：10 | 9：10 | 9：11 | 9：12 | 9：12 | 9：13 | 9：17 |

神姫バス　31系統　播磨町駅・土山駅南口行 土日祝

| | 別府駅東 | 自動車教習所前 | 本荘団地前 | 北本荘 | 宮北公民館前 | 播磨町駅南 | 播磨町駅 | 播磨町役場前 | 南野添1丁目 | 東野添3丁目 | 東野添2丁目 | 土山駅南口 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 改正前 | 9：47 | 9：47 | 9：48 | 9：49 | 9：49 | 9：50 | 9：52 | 9：53 | 9：54 | 9：55 | 9：55 | 10：02 |
| 改正後 | 9：25 | 9：25 | 9：26 | 9：27 | 9：27 | 9：28 | 9：30 | 9：31 | 9：32 | 9：33 | 9：33 | 9：40 |

## 年金

### 「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」が発行されます

▼**問合せ**
ねんきん加入者ダイヤル☎０５７０（００３）００４
加古川年金事務所　☎０７９（４２７）４７４０
保険年金グループ　☎０７９（４３５）２５８１

国民年金保険料は、所得税法及び地方税法上、健康保険料や厚生年金保険料などの保険料と同様に、社会保険料控除として納めた年の課税所得から控除することができます。

控除の対象となるのは、平成31年1月から令和元年12月までに納めた国民年金保険料の全額です。

自身の保険料だけでなく、家族の負担すべき保険料を支払っている場合、合わせて控除することができます。

社会保険料控除を受けるためには、控除証明書や領収書など納めたことを証明する書類の添付が必要となります。

このため、平成31年中に納めた人には、11月上旬または翌年2月上旬に日本年金機構から「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」が送られますので、年末調整や確定申告の際には必ず添付してください。

「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」の送付時期

**●11月上旬に送付される人**
平成31年1月1日から令和元年9月30日までに納めた人には、納付した保険料額と、年内に納付が見込まれる額を記載した「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」が送付されます。

**●2月上旬に送付される人**
年の途中から国民年金に加入した場合など、令和元年10月1日から12月31日までの間にはじめて保険料を納付する人には、納付した保険料額の証明書が送付されます。